

青森大学学部入学試験実施委員会内規

(目的)

第1条 この内規は、青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会（以下「委員会」という。）規程第3条第4項の規定に基づき、青森大学学部入学試験実施委員会（以下「実施委員会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 実施委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 入学試験の実施に関する調整等
- (2) 入学許可者の選考基準
- (3) 合格予定者の決定
- (4) 入試総括書の作成等
- (5) その他学部が必要とする事項

(組織)

第3条 実施委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学部長
 - (2) 学科長
 - (3) 学部教員のうちから3名
 - (4) その他、学部長が認めた者
- 2 実施委員会が必要と認めるときは、委員以外の教職員を実施委員会に出席させることができる。

(委員の任命及び任期)

第4条 前条第1項第3号の委員は、学部長が任命する。

- 2 前条第1項の委員の任期は4月1日から1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 実施委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を主宰し、その議長となる。
- 3 実施委員会に副委員長を置き、委員のうちから学部長が指名する者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(実施委員会の成立及び議決)

第6条 実施委員会は、委員会の3分の2の出席をもって成立する。

- 2 実施委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、令和5年6月28日から施行する。

附 則

この内規の改正は、令和6年4月1日から施行する。